

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年5月27日

北海道日高地域公共交通活性化協議会事務局長

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名
日高地域公共交通計画策定支援委託業務

(2) 業務の概要
ア 目的

日高地域の人口は昭和35年（1960年）をピークに漸減しており、令和3年（2021年）1月1日時点は63,259人となっているが、推計（2040年人口／2015年人口）では全国（87.3%）、全道（79.5%）を上回る人口減少率（56.7%）となっており、令和22年（2040年）には約39,000人まで減少するなど、地域で暮らし続けるための生活機能の維持・確保が課題になっている。

日高地域における唯一の鉄道路線であったJR日高線（鷓川～様似間）は、平成27年1月の高波被害を受けて不通（代替バス）が続いていたが、地域の苦渋の決断により、令和3年4月に廃止された。これは、JR北海道における、平成7年9月に廃止となった深名線（深川～名寄間）以降では最長となる長大区間（116km）の廃止であり、また、同じくJR北海道における、災害を原因とし、全線復旧せずに廃止となったはじめての事例である。その結果、当地域の広域公共交通は、各町を長大な海岸線などを単線的に結ぶ国道235号（富川～浦河間）、336号（浦河～えりも間）や、海岸線と日高町・平取町を結ぶ国道237号（富川～日高間）、日高山脈を抜ける国道236号（浦河）などの主要幹線道路を中心に運行する乗合バスのみとなっており、地域の生活交通はバスなしには成り立たない状況になっている。

また、札幌市や苫小牧市などの道内主要都市と当地域を結ぶ公共交通についても、バスのみが運行している。

日高地域のバスについては、広域の国庫補助路線（地域間幹線系統）は4路線、札幌・千歳・苫小牧方面との都市間バスは4路線あり、いずれも2事業者で運行している。先述のとおり、今年4月にJR日高線（鷓川～様似間）が廃止されたことから、地域のニーズを踏まえて検討された転換バスが運行を開始し、新しい広域公共交通としてスタートしたばかりであることから、乗り継ぎや土日の部活を含めた通学など、新ダイヤに係る利用者からの要望も出ており、その対応については、地域で関係交通事業者を含めた協議を継続しているところであり、地域住民の暮らし、特に、高齢者の通院や学生の

通学、生活用品の買い物などにおいては、新ひだか町や浦河町などの中心都市のほか、札幌市、苫小牧市などへの広域の移動が必要とされており、そうした地域の要望に対応していく必要がある一方、人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に伴う利用者の減少などにより、バス事業者の減収減益に歯止めがかからない状況が続いており、主要幹線道路を運行している地域間幹線系統の維持・確保に係る懸念など、生活交通を取り巻く環境は厳しさを増していることから、地域住民の生活を支え、また北海道観光の新たなステージに対応した持続可能な将来の交通体系を構築するため、地域のマスタープランとなる「日高地域公共交通計画」を作成するもの。

イ 内容

日高地域の新たな公共交通体系構築のため、公共交通の状況や住民のニーズ調査、事業者へのヒアリング等を行い、住民や観光客をはじめとする利用者にとって利便性が高く真に必要とされる路線を設定する等、当地域における今後の公共交通のあり方や方針を明確にした「日高地域公共交通計画」を策定する。また、策定に当たっては次の検討条件を踏まえることとする。

【検討条件】

I) 現在の地域公共交通の検証について

II) 交通ネットワークの検討について

ウ 履行期限（契約期間）

委託契約締結の日（6月下旬を想定）から令和5年3月31日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）に準じることとし、同要領第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 手続き等

(1) 担当部局

〒057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東 5 6 号
北海道日高振興局地域創生部地域政策課地域振興係
日高地域公共交通活性化協議会事務局
電話番号 0146-22-9077（直通）
FAX 番号 0146-22-6542

(2) 参加資格の審査

ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の（ア）から（エ）までに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

（ア）申請期限 令和 4 年（2022 年）6 月 7 日（火）17:00（必着）

（イ）申請方法 所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送（簡易書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の 9 時から 17 時まで）

（ウ）申請場所 上記（1）担当部局に同じ。

（エ）提出部数 1 部

イ 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出方法及び提出場所

ア 参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次の（ア）から（エ）までに定めるところにより、企画提案書を提出すること。

（ア）提出期限 令和 4 年（2022 年）6 月 22 日（水）17:00（必着）

（イ）提出方法 所定様式「企画提案書」及びその添付書類を持参または郵送（簡易書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の 9 時から 17 時まで）

（ウ）提出場所 上記（1）担当部局に同じ。

イ 企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する。（日時及び場所等は別途通知する）

なお、提出のあった企画提案書が多数である場合には、企画提案書のみにより第一次審査（書面）を行い、評価が上位の企画提案書を提出した者に対してのみヒアリングを行う場合がある。

4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計等の規定により契約手続を行う。

7 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は公表する。

(3) 詳細は「企画提案指示書」などによる。

(4) 関連情報に係る照会窓口は 3 - (1) 担当部局に同じ。